



社会福祉法人 博光福祉会 行動計画

社会福祉法人博光福祉会は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるための「次世代育成支援対策推進法」及び、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境整備のための「女性活躍推進法」の趣旨に基づき、次のとおり「一般事業主行動計画」を策定する。

これにより、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

●次世代育成支援対策推進法による一般行動計画 目標

1. 計画期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間
2. 内容
 - ※雇用環境の整備に関する事項
 - 目標1 育児に関する制度の周知や情報提供を行い育児休業の取得を促進させる。
(対策) 平成29年5月～ 育児休暇についての制度周知と促進
男性職員→計画期間内に1名以上取得
女性職員→取得率を80%以上にする
 - 目標2 平成32年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間9日以上とする。
(対策)
平成29年6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
平成29年8月～ 職場内検討委員会での検討開始
平成29年9月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
平成29年10月～ 取得促進のための取組開始

●女性活躍推進法による一般行動計画 目標

1. 計画期間 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間
2. 内容
 - ※継続就業・職場風土に関する事項
 - 目標1 女性職員の平均勤続年数の目標値を11年まで引き上げる。
(対策) 平成31年4月～ 職場と家庭の両方において、男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発に努める。
平成31年4月～ 利用可能な両立支援制度について労働者・管理職に周知徹底を図る。
 - 目標2 育児、介護休業中に職場情報を提供し円滑な職場復帰を図る。
(対策) 平成31年4月～ 育児、介護休業制度を活用した職員のアンケート等から職場復帰支援に必要な情報を収集し、精査する。
平成32年4月～ 精査内容を検討し、円滑な職場復帰支援に役立てる。